

四国学院大学履修規程

(準拠)

第1条 学則第20条および同第23条第2項と第3項に準拠する事項とともに、その他の履修に付随する関連事項を定めるため本規程を制定する。

第1章 卒業の要件および教育課程

(卒業の要件)

第2条 卒業の要件として、本大学学部学生は、次表の通り、合計130単位以上を修得しなければならない。

科 目		最少取得単位数	卒業最少取得単位数
①	SUS 科目	21	130 (①、②、③の合計)
②	専門科目(基礎科目・専攻ハブ科目・卒業研究)	39	
③	SUS 選択科目・専門科目(基礎科目・専攻ハブ科目・学部及びメジャー専攻科目)	—	

(SUS 科目)

第3条 学部学生は、SUS 必修科目群の科目19単位、グローバル・言語コミュニケーション科目(GLC 科目群)から2単位、合計21単位以上を修得しなければならない。SUS 科目群の選択科目を履修すれば最大56単位まで卒業単位に認める。

(専門科目)

第4条 専門科目(メジャー科目)は次表3種より、合計39単位以上を修得しなければならない。

科 目	最少取得単位数	最少取得単位数合計
基礎科目	12	39
専攻ハブ科目	18	
卒業研究	9	

(基礎科目および専攻科目)

第5条 学部学生は、選択メジャーの基礎科目を3科目6単位、さらに他のメジャー・マイナーから3科目6単位以上修得しなければならない。なお、他メジャーからの基礎科目の履修単位は12単位までは卒業単位となる。

第6条 学部学生は、選択メジャーの専攻ハブ科目18単位以上修得しなければならない。

(卒業研究)

第7条 全ての学生は、所属する当該学部学科が提供するメジャーにおいて「卒業研究」9単位を

修得しなければならない。「卒業研究」に関する他の事項は、別に定める。

2 なお、本学の「卒業研究」は、他の大学との単位互換、あるいは、「読み替え」等によって、代替修得はできない。また、留学期間中には本学の「卒業研究」を修得することはできない。

第8条 学部学生がメジャー・マイナー、ダブルメジャーを選択する場合の単位修得方法については、別に定める。

(Gプログラム資格・免許取得に関する科目)

第9条 本学でGプログラムと指定する次の各号の取得を志望する学生は、本学で定めるそれぞれの科目を履修し、その単位を修得しなければならない。また、取得可能な資格・免許は学部ごとに異なるため『キャリア拡充コースマニュアル』で取得等が可能か否かの確認をしなければならない。

- (1) 教諭免許状
- (2) 学校図書館司書教諭
- (3) 保育士
- (4) 社会福祉士の国家試験受験資格
- (5) 精神保健福祉士の国家試験受験資格
- (6) スクール（学校）ソーシャルワーク資格
- (7) 社会福祉主事任用資格
- (8) 日本語教員
- (9) 学芸員
- (10) 公認心理師

(Pプログラム資格取得に関する科目)

第10条 本学でPプログラムと指定する次の各号の取得を志望する学生は、本学で定めるそれぞれの科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

- (1) 社会調査士
- (2) 認定心理士
- (3) 初級バラスポーツ指導員
- (4) レクリエーション・インストラクター
- (5) トレーニング指導者（JATI-ATI）

(その他資格取得に関する科目)

第11条 介護福祉士の国家試験受験資格の資格取得を志望する学生は、本大学の別に定める介護福祉士に関する科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

(他大学および他学部における授業科目の履修ならびにその取扱い)

第12条 教育上有益と認めるときは、他大学（外国の大学を含む）との協議に基づき、学長は、学生に当該他大学の授業科目を履修させることができる。なお、単位互換制度に基づく他大学の履修に関しては、特別聴講学生規程等に基づいて運用する。

2 資格取得等に関連して教育上有益と認めるときは、学長は、学生に他学部が開設する免許・資格

等の科目（G プログラムおよびP プログラム科目）を履修させることができる。なお、具体的な履修等に関しては関連する学内規程に基づいて運用する。

第2章 シラバス、履修登録、その他

(シラバス)

第13条 授業科目の概要や評価方法等、講義の運営について詳細に記載したシラバスを新年度の履修登録期間までに、本学ホームページ上で公開するものとする。

2 授業担当教員は、別に定める『シラバス作成ガイドライン』を遵守して、前項のシラバスを作成しなければならない。

(履修登録の手続、時期)

第14条 単位を修得するためには、別に定められた『メジャー履修マニュアル』に従って、履修登録をしなければならない。

2 履修登録に関しては、登録、登録変更、登録取り消し、全てに関して、1年次学生は、クラスター・アドバイザー（CA）、2年次学生は、ソフォモア・アドバイザー（SA）、3年次および4年次学生は、ジュニア/シニア・アドバイザー（JSA）と相談して指導を受け、その了承を得なければならない。

3 履修登録は、次の開講カテゴリーごとに行う。

①春学期

②秋学期

③冬学期

④サマー・セッション

4 履修登録時期は、各年度において、定められた期日に、次の組み合わせで行う。

①春学期登録：春学期、サマー・セッション

②秋学期登録：秋学期

③冬学期登録：冬学期

5 履修登録は、上記の各期間中に行わなければならない。ただし、病気、休学などやむを得ない理由により所定期間中に履修登録が不可能な場合は、直ちにその旨を教学担当副学長に届け出て指示を受けなければならない。教学担当副学長に届け出ることなく履修登録を行わなかった場合は、特別の理由のない限り、その年度の履修登録を認めない。

(履修登録の無効)

第15条 同一時限に授業が行われる複数の授業科目を重複して登録してはならない。重複登録を行った場合には、いずれの授業科目の登録も無効とする。

(履修登録単位数の上限)

第16条 履修登録単位数の上限は、各学期13単位かつ年間49単位とする。開講カテゴリーごとに、次のように設定する。この単位数を超えて登録することはできない。

①春学期：13単位

②秋学期：13 単位

③冬学期：13 単位

④サマー・セッション：10 単位

2 但し、春学期開講、秋学期開講および冬学期開講（以下、「通常学期」）の履修登録に関しては、第1年次秋学期履修登録以降は、履修しようとする当該の通常学期の直前の春学期、秋学期または冬学期の「学期ごと GPA」が、3.5 以上の者に限り、15 単位まで履修登録することができる。ただし、年間 49 単位を超えて履修登録することはできない。

3 また、建学の精神と深く関係する実習、ワークショップを内容とする教学担当副学長指定の科目については、履修科目単位数の上限設定枠内の科目対象とならない。

（授業の閉講および受講者数制限）

第 17 条 登録者数が少ない科目は、閉講することがある。

2 また、受講者数に制限を設けることがある。

3 本条第 1 項および同条第 2 項による結果、履修登録の変更および取り消しが生じた場合は、これを認める。

（履修登録変更および取り消し）

第 18 条 通常学期の履修登録の変更および取り消しは、クラスター・アドバイザーあるいはアカデミック・アドバイザーの相談と了承のもと、授業開始後、定められた期間に限り認める。所定の期日以降の履修科目変更および取り消しは、本規程第 17 条第 3 項と教学担当副学長が認可した特別な場合を除き、できない。

（GPA および成績証明書）

第 19 条 前条の定める履修登録変更および取り消し期日を過ぎて履修登録されている科目全てに関しては、GPA 制度の成績評価適用を受ける。但し、同条が定める教学担当副学長の特別許可によって、履修登録を抹消された科目に関しては、GPA 制度の適用は受けない。

2 従って、通常学期開始日から定められた期間内に「登録取り消し」を行わず、「履修放棄」した授業科目に関しては、GPA 制度においては、「不可（あるいは不）」＝「0」として計算される。

3 日本語証明書においては、GPA は、通算 GPA が記載されるのみで、個々の科目に関しては、学則が定める評価の表記に従ってなされる。

4 GPA 制度の他の事項に関する詳細は、別に定める。

（試験期間等）

第 20 条 通常学期において期末試験を行う場合は、第 1 1 週目に行うものとする。

2 試験に関する他の諸事項は、別に定める。

（制定改廃）

第 21 条 本規程の制定改廃は、部長会の議を経て、学長が行う。

附則

1. 本規程は、2010 年 3 月 17 日に制定し、同日より施行する。

2. 本規程は、2011年3月17日に改正し、同日より施行する。
3. 本規程は、2012年2月1日に改正し、同日より施行する。
4. 本規程は、2023年3月10日に改正し、2023年4月1日より施行する。

【過年度学生に関する措置】に関する附則

(「過年度学生」の定義)

第1条 本規程で、「過年度学生」とは、2010年3月31日までに本学を既に卒業した者を除き、2009年度以前に入学した学生および2009年度以前開講のカリキュラムに編入する学生を意味する。

(卒業の要件および教育課程)

第2条 本規程第2条から第12条において、卒業要件等に関して定める事項は、過年度学生に関しては、適用せず、当該入学年度の『履修要覧』および2010年度からの移行措置によってなされる定めが適用される。

(履修登録単位数の上限)

第3条 「履修登録単位数の上限」に関して、本規程第20条が定める事項は、過年度学生に関しては、適用しない。

2 過年度学生は、原則として半期25単位、通年45単位を超えて履修することはできない。但し、教学担当副学長が認可した特別の場合は、その限りではない。

(GPAおよび成績証明)

第4条 GPA制度の過年度学生に対する遡及は、原則として行わない。従って、本規程第23条第1項が定めるGPA制度の適用は、過年度学生に対してなされることはない。

2 しかし、本規程第23条第2項の「履修放棄」した授業科目に関する定めは、過年度学生に関して、他の履修したものの単位履修できなかった「不」と同様に、成績証明書に「不」との記録を当該履修学年度終了後も消滅せず記載される。

3 また、本規程第23条第3項の日本語成績証明書に関して、過年度学生に対しては、通算GPAが記されることはない。

4. 本規程は、2012年11月28日に改正し、同日より施行する。
5. 本規程は、2014年1月8日に改正し、同日より施行する。
6. 本規程は、2014年2月26日に改正し、同日より施行する。
7. 本規程は、2015年2月4日に改正し、同日より施行する。
8. 本規程は、2018年2月28日に改正し、同日より施行する。
9. 本規程は、2019年2月6日に改正し、同日より施行する。
10. 本規程は、2019年2月27日に改正し、同日より施行する。
11. 本規程は、2021年3月30日に改正し、同日より施行する。

【過年度学生に関する措置】に関する附則

(「過年度学生」の定義)

第1条 本規程で、「過年度学生」とは、2021年3月31日までに本学を既に卒業した者を除き、2020年度以前に入学した学生および2020年度以前開講のカリキュラムに編入した学生を意味する。

(卒業の要件および教育課程)

第2条 本規程第2条から第12条において、卒業要件等に関して定める事項は、過年度学生に関しては、適用せず、当該入学年度の『履修要覧』および2021年度からの移行措置によってなされる定めが適用される。

(履修登録単位数の上限)

第3条 「通常学期」の履修登録に関しては、当該の通常学期の直前の春学期、秋学期または冬学期の「学期ごと GPA」が、3.0以上の者は15単位まで履修登録することができる。また、3.8以上の者に限り、履修登録単位追加申請書の提出を踏まえて、教学担当副学長の許可より履修単位の上限を解除し、新たな履修登録単位数を提示する場合がある。